

令和6年 第2回

# 南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和6年2月15日（木）

会 場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月15日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町役場本庁 3階 正庁
- 3 出席した委員

農業委員 8名

3 番	平野 恒二	4 番	馬場 崇裕	5 番	湯田 重行
6 番	湯田 義三	7 番	星 洋一	9 番	渡部 一男
10 番	湯田 孝義	11 番	室井 文一		

農地利用最適化推進委員 9名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 修二	田島第3	星 仁
田島第6	湯田 悌一	田島第7	野中 勉	田島第8	平野 信行
田島第9	渡部 典弘	田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久

- 4 出席した事務局職員

農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	長谷川 春奈
----------	-------	----	--------

- 5 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 日程第9 議案第6号 地籍調査に伴う地目変更について

## 6 会議の概要

- 農業委員会事務局農地管理振興係長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
- 議長 それでは、只今から議事に入ります。  
日程第1「欠席委員の報告」についてであります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、1番、星隆一委員、2番、芳賀美紀委員、8番、酒井圭委員であります。  
本日の出席委員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、9名に出席をいただいております。
- 議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、6番、湯田義三委員、7番、星洋一委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
- 議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。  
事務局からご報告をお願いします。
- 事務局 (係長 報告)
- 議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたらお願いいたします。ありませんか。
- 議長 (「ありません。」の声あり)  
ありがとうございます。質問がないようですので、会務報告を終わります。
- 議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 田島 2 (星仁) 譲渡人、●●●さん。譲受人が、○○○○さんになります。申請事由ですが、譲渡人は、農業経営基盤強化促進法により農用地利用権設定をしていた農地を兼業による経営縮小のため、譲受人に△万円で売り渡し所有権の移転を行い、譲受人は、経営規模の拡大のため当該申請農地を買い受け、引き続きそばの生産を行うものです。農用地利用権設定につきましては、今年の1月9日付けで合意解約済みとなっております。農地法第3条の許可の条件の状況についてですが、これら3点につきましては、そのままそばを作るということで、問題ないと思います。

農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので、問題はないと思われます。以上の調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願い致します。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の南郷第3区、五十嵐敏章推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号2をご覧いただきたいと思ひます。譲渡人、●●●●さん、\*\*\*の方になります。譲受人、○○○○○子さん、\*\*の方になります。許可を受けようとする土地の表示は、\*\*\*字\*\*番、地目が畑、面積が□□㎡。権利の設定、移転の原因は、所有権の移転となります。申請理由ですが、譲渡人は、相手方の要望により無償で譲り渡し、所有権の移転を行うものになります。譲受人は、農地を譲り受け、規模の拡大を行うとなっております。農地法の許可条件との整合性ということで、1点目の農作業常時従事要件につきましては、申請書に記載されているとおり、譲受人本人が200日、旦那様が200日となっております、基準としております年間150日を超えているため問題ないと思われます。2つ目の地域との調和要件につきましては、同地区内には集落営農などの組織や他の農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはないと思われます。すでに譲受人につきましては、同地区内で耕作されておりますので、問題ないと思われます。3点目の全部効率要件につきましては、譲受人は、トラクター、田植え機、コンバイン等の大農機具も保有されておりますので、問題ないと思われます。最後に、農地所有適格法人の要件なのですが、譲受人は個人となっておりますので、問題ないと思われます。以上、調査いただきました結果、許可が相当であると判断されますので、ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議長 次に、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の南郷第3区、五十嵐敏章推進委員が欠席ですので、  
事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 続きまして、4ページになります。事件番号3、譲渡人は、●  
●●●●さん、\*\*\*の方になります。譲受人は、株式会社○○○○○  
○○○○となります。こちらも\*\*\*にございます。許可を受けようと  
する土地の表示は、\*\*\*字\*\*\*番、地目が畑、面積が□□㎡、権利  
の設定、移転の原因が、所有権の移転となります。申請事由は、譲渡人  
は、相手方の要望となっており、譲受人は、経営規模の拡大。こちら、  
無償になってございます。こちらの農地なのですが、農地利用円滑化事  
業で、農協を經由した賃貸借契約が結ばれておりましたが、3条での所  
有権移転を行うということで、合意解約が行われている案件になります。  
続きまして、農地法3条の許可条件と整合性について説明いたします。  
農作業常時従事要件につきましては、会社になっておりますので、構成  
員、代表役員が250日、その他の役員が250日、従業員2名いるのです  
が、こちらも250日となっております、基準としております年間150  
日を超えているため問題ないと思われま。地域との調和要件につつま  
しては、農地の分断、他の農地利用に影響を与えることはないと思われ  
ます。譲受人は、認定農業者であり、既に同地区内で耕作されておしま  
すので、こちらも問題ないと思われま。3つ目の全部効率要件につつま  
しては、トラクター、田植え機、コンバイン等、大農機具を保有して  
おりますので、こちらも問題ないと思われま。最後に、農地所有適格  
法人の要件ですが、農地所有適格法人の要件を全て満たしておりますの  
で、特段、問題ないと思われま。以上、調査いただきました結果、許  
可が相当であると判断されますので、ご審議をお願いしたいと思います。  
以上です

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議長 次に、事件番号4を議題といたします。  
地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席ですので、  
事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号4をご覧いただきたいと思います。譲渡人は、●●●  
さん、\*\*県\*\*市の方になります。譲受人は、○○○○○○○○○○  
○○さんと◎◎◎◎さん、\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*の方になります。許可を受けようとする土地の表示  
につきましては、\*字\*\*\*番の\*、地目が田、面積が□□㎡、所有権  
の移転となります。譲渡人ですが、相続されたようですが、他市町村に  
居住されているということで、譲渡したいということでございます。譲  
受人につきましては、隣接する宅地と併せて、こちらの農地も△万円で  
購入される予定となっております。農地法3条の許可条件との整合性につ  
いて説明させていただきます。1つ目の農作業常時従事要件につきまし  
ては、申請書に記載されていたとおり、譲受人本人が150日、奥様が150  
日となっており、基準の年間150日を超えているということで、問題な  
いと思われれます。2つ目の地域との調和要件につきましては、同地区内  
に集落営農などの組織や他の農業者の集積、農地の分断など、他の農地  
利用に影響を与えることはないと思われれます。3つ目の全部効率要件につ  
きましては、現在、農機具を保有しておられないようですが、自己資  
金により耕運機を1台、購入予定となっておりますので、こちらも問題  
ないと思われれます。最後に、農地所有適格法人の要件に関してですが、  
譲受人は、法人ではありませんので、こちらも問題ないと思われれます。  
以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審  
議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

6番 (湯田義三) \*\*\*\*\*には在住していませんか。どういうことな  
のか、ちょっとわからないものなので。

事務局 (係長) 基本的に\*\*\*\*\*に在住されているようですが、こちら  
に新たに空き家を購入され、空き家に来た時に、家庭菜園をやるという

ことで、●●●さんから、付随されている農地だけ残されても困るので、建物を買っていただけるのであれば、周辺にある農地も併せて買っていただきたいという要望が非常に強くあったらしく、家の周りにも宅地がいっぱいあり、ぽつんと一か所だけ農地が残っているような状態で、その農地も買ってくれというような話のようです。齋藤推進委員に依頼をかけた時に、たまたま隠地幸子さん、奥様ですが、ちょうど\*\*の家の方にいらっしゃって話を聞いたところ、こっちに来て、その農地を使って家庭菜園をやりたいという意思が確認できたということで、今回、許可相当ではないがという話でした。以上です。

議 長

他に質問ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

(係長) 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請になります。6ページをご覧くださいと思います。申請人の表示は、●●●さん、\*\*\*の方になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、\*\*字\*\*\*番\*、地目が畑、面積が□□㎡となっています。施設の概要は、住宅用敷地。申請理由は、今現在、●●●さんが住んでいる土地、建物に、今建設中の高規格道路、南縦貫道路が作られる予定になってございます。その買収に伴いまして、立ち退きを迫られており、土地を探していたところ、隣接する●●●さん所有の農地、畑の一部も高規格道路として買収が進むということで、その畑の残った部分に家を建てたい。そちらに引っ越しをしたいということでした。自分が所有している土地の一番近い場所ということで、今回の場所を選定されたということでございます。農地法第4条の許可の条件と整合性ということで、立地基準について調査した結果をお話しさせていただきます。こちらの農地につきましては、農用地区域外の農地となっております。住宅、事業施設、◆◆◆◆◆◆◆◆、公共施設、公益的施設ということで、会津鉄道の◇◇◇◇◇駅等がある市街化が相当進んでいる区域にある農地になっています。そういった農地につきましては、第3種農地に該当しますので、第3種農地の転用は、許可しうる許可基準となっております。4条の一般基準につきまして説明いたします。転用行為を行うにあたり、

資力及び信用があると認められるかですが、土地造成費△△△△円、建築費△△△△△△円を見込んでおられますが、全て自己資金で賄う計画となっています。実際のところ、高規格道路の買収に伴う用地補償費が全て充当されると推測されるので、資力は十分あると認められます。続きまして、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、登記簿に抵当権などの設定もありませんでしたので、こちらも問題ないと思われます。3つ目の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがあるかですが、高規格道の設置に係る立ち退きということで、住宅の新築になりますので、こちらも問題ないと思われます。4つ目に、申請に係る事業について行政庁の許認可等の処分、他の法令との調整が済んでいるかですが、こちらも問題ないと思われます。転用面積が申請に係る事業目的から見て適切と認められるかですが、住宅建築予定地□□㎡、高規格道路の敷地が□□㎡、●●さん、工場を持っておられまして、工場の従業員駐車場として□□㎡、転用面積□□㎡となりますので、特段、過大な面積ではないと思われます。6点目の周辺農地の営農条件に支障を生じないかですが、周囲は既に宅地化しておりまして、周辺農地の営農条件等に支障を及ぼすことはないと思われます。以上、調査いただいた結果、特に問題ないと思いますので、ご審議をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま  
した。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 日程第6 「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につい  
て」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委  
員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1 (渡部昭雄) 2月19日に譲渡人の●●●●さんの自宅に行って話を聞  
いてまいりました。●●●●さんは、元役場職員で、最後は、◇◇◇◇◇  
◇の◇◇ですか、定年後◎年くらいになります。今回の土地ですが、場  
所は、◆◆◆◆◆◆の駐車場の裏に大きな家があります。そこが●●  
●●さんの自宅です。その隣に今回の申請地あり、●●●●さんのものです。

申請理由は、現在、息子さんが\*\*\*のアパートに住んでおりまして、お孫さんが2人できたということ、息子さんと嫁さんが共働きで家にあまり居られないということで、孫の面倒を親の●●●さん夫婦に見てもらいたいと。面積が□□㎡。そこに家を建てて孫の面倒を見てもらいたいという理由で今回申請が上がってまいりました。この土地は、都市計画地域に入っておりまして、畑とか田は全くありません。農業には全然影響を及ぼしません。許可が出れば大至急、施工したいということでございました。資金面ですが、自己資金と住宅ローン、住宅ローンは許可が出ておりまして、問題ないと思います。転用面積ですが、全体的には□□㎡ですが、内訳としては、住宅が□□㎡、駐車場が□□㎡、それからちょっとした家庭菜園をしたいということで、特に大きな面積ではない、適当な面積だと思います。私の判断といたしましては、適当だと考えております。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (長谷川) 事務局の長谷川です。議案第4号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書10ページをご覧ください。利用権設定2月分の内訳ですが、地目が田の再設定は、5筆で合計□□□㎡。畑での設定はございません。地目が田の新規設定は、45筆、合計□□□㎡。こちらもち畑での設定はございません。合計、田50筆、□□□㎡となっております。次のページに一覧がございます。次に、農地中間管理事業の集積計画一括方式による利用権設定について説明いたします。今回から議案書の表記を変更いたしました。14ページに一覧がございます。まず、表題を農業経営基盤強化促進法・機構法、集積計画一括方式一覧に変更いたしました。今回、基盤と促進法の間強化が抜けてしまっているため、書き足していただければと思います。表題の変更に伴い、申請人の表示の欄を中間管理機構に貸した者、借りた者といたしました。

仲介しております公社を省いた表記に修正いたしましたので、よろしく  
お願いいたします。今回の一括方式での設定は1件となっております。  
以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませ  
んか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 日程第8「議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意  
見について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (長谷川) 議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見  
について説明いたします。議案書16ページに一覧がございます。こちら  
は、中間管理事業の一括方式で利用権設定がされました、耕作者の変更  
に伴う再転貸になりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の規  
定により、意見を求められておりますので、議案のとおり適当と認めて  
よいか伺うものです。なお、再転貸を受けている耕作者については、同  
法に係る貸付相手方に関する要件について、条件を満たしていることが  
確認できています。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ござ  
いませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。

議 長 日程第9「議案第6号 地籍調査に伴う地目変更について」を議題といたします。

本案については、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定について、南会津町長より照会があったので、意見を決定するものです。

議 長 ここで、議案に係る説明者として、町農林課国土調査係の渡部顕さんに出席していただいています。事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (係長) 議案第6号「地籍調査に伴う地目変更について」、別記農地について、地籍調査により現況が非農地である旨の照会があったので、回答するものとなります。18ページからご覧いただきたいと思います。現在、町では国土調査法に基づく地籍調査を実施しているところではありますが、\*\*\*の第4地区が完成したということで、農林課国土調査係から農業委員会への照会がありましたので、今回、議案として提案をさせていただきます。国土調査法に基づく地籍調査における地目の調査につきましては、原則、土地の地形及び主たる目的により地目を設定することとされておりまして、地目の設定につきましては、地籍調査に権限が与えられている状況になってございます。しかし登記簿上の地目が農地から農地以外へ、あるいは、農地以外から農地への土地の形状が変更されている時は、国の方針として農地に係る地目変更は農業委員会の確認を得なさいという扱いになっておりまして、町から農業委員会へ照会があったということでございます。今回、照会のありました農地につきましては、全部で29筆、登記面積が□□□㎡となっております。その内、田から農地以外の地目へ変わるものが7筆□□□㎡。畑から農地以外の地目へ変わるものが22筆で□□□㎡となっております。地籍調査後の土地の地目につきまして、山林に変わるものが17筆、□□㎡、原野になるものが1筆、□□㎡、宅地になるものが2筆□□㎡となっております。田と畑のうち6筆につきましては、地籍調査前の面積で□□㎡が現地確認不能となっております。そのうち4筆につきましては現況が道路、町道敷となっているものがございました。1筆につきましては、鉄道路線となっております。もう1筆は、河川、◇◇川の一部になっているということで、そういったものに関しましては、法令によりまして現地確認不能と定めていいですとなっておりますので、そういった記載となっております。また、田んぼのうち1筆につきましては、そもそも存在しない土地も1筆含まれていたものになります。以上が議案として提案させていただきます、概略の説明となります。以上です。

議 長 説明が終わりました。  
皆さん方に意見を求めます。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

3 番 (平野恒二) 21 ページをご覧ください。21 ページの\*\*\*字\*\*\*番、畑。\*\*に合筆したということで分かるのですが、18 ページをご覧ください。先ほどの案件と比較していただきたいのですが、\*\*\*字\*\*\*番、畑。これが\*-\*1 に合筆と記載されているのですが、\*-\*がこの表に載せられていないです。そうすると、判断の材料としては不足していると思われます。これは前回も指摘したとおりです。同じく20 ページ、\*\*\*字\*\*\*-\*、畑。これも\*-\*1 に合筆と記載されているのですが、左側の表に記載がないです。本当に合筆されているのかという判断ができない訳です。それは、前回も指摘したのですが、今回も直っていないということです。それについては、いかがですか。この資料を、農業委員会で作ったのか、それとも国土調査の担当が作ったのか。それからお聞きします。

事務局 (係長) こちらの資料については、国土調査係から頂いた資料をそのまま使わせていただいております。先ほども若干説明させていただきましたが、今回、地籍調査前の地目が農地のものが宅地等に合筆されたというところで、既に現況が宅地化されているというようなところで、現況の畑が宅地に変わりましたというところなので、宅地を宅地としてここに載せたとしても、農業委員会を審議する必要がないと思いますので、こういった表記になってくると私は理解したのですが、それではまずいということですか。

3 番 (平野恒二) 前回も言っているのですが、議案として不親切、不備だと思います。合筆したら合筆先を記載して作るのが正規だと思います。農業委員の皆さんはどうお考えですか。合筆したという事実だけで案件が通っているのですか。ちょっとおかしいのではないですか。前回も、秘密事項だから個人情報だから開示できないという答弁でしたか、それは間違いではないですか。相手先の合筆された方も載せて審議するのが妥当だと思うのですが、いかがですか。

事務局 (係長) 今回、町から求められているのは、畑の地目を宅地にしてもいいですかということなので、それがどこに合筆されているかということまでは求められていない。あくまで地目変更に係る意見なので、相手方の合筆先が宅地なのかどうかということまで、教えてほしいという話と受け取ったのですが。畑だったものが、現況が宅地なので地目を宅地にしますというところを農業委員会としていいですかと審議していただくものになっておりますので、現況が宅地になっているものを宅地に合筆しましたということまでは特段、意見として求められてないので、そこまで資料が必要だということであれば、今後、資料として作る場合は、そういった意見がありましたということを町に報告する、通知の中に入れさせていただきたいと思っております。以上です。

- 3 番 (平野恒二) 一回目ならば、はいといく所が、前回も同じことを言っています。個人情報だから開示できない。そうでしたら、案件を提示する必要がないではないですか。こちらは判断できない。国土調査で合筆したものだけ載せて、増えたほうをやらない。そういう議案の提出でいいのですか。国土調査の方は当然、全部の筆で相手方もありますね。なぜ農業委員会には提出できない。これで事務局も認めるのか、私は不備だと思います。個人情報だから開示できないと前は農林課に言われたが、私は不満に思っていた。農業委員会の案件に出たのに合筆先がわからなければ判断のしようがない。そういう質問です。
- 農林課 (渡部頭) 次回から合筆元の地番がついたものを提出すればよいということでしょうか。今回、また新しく合筆元を載せた資料を提出してほしいということでしょうか。
- 10 番 (湯田孝義) 自然流水して田んぼがなくなってしまった場合、登記上はあるわけですか。現況がなくなった場合、どういう処理をするのかなど。
- 事務局 (係長) 現地確認不能という土地に関連してだと思のですが、あくまでも河川や堤防、道路等、現地が確認できないものに関しては、田んぼがあったところが公衆用道路というふうに地目は変わりますが、登記簿上残る状況にはなるので、登記簿はそのまま残り続けるので、相続されればその分も相続されていくので、所有者が変わらない限りは永遠と相続されていく。今回の地籍調査上、現地が確認できなかったという表記になるだけであって、登記簿上は残ることになるので、相続等是可以するというような状況になっているようです。
- 議長 それでは、他に質問はございませんか。  
質疑がないようですので、採決いたします。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第6号の審議を終了いたします。
- 議長 ここで町農林課国土調査係に退室していただきます。お疲れさまです。  
ありがとうございました。
- (農林課国土調査係 退室)
- 議長 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。  
次に、次回総会までの業務日程について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (係長 説明)

議 長

説明が終わりました。何か質問はございませんか。  
質問がないようですので、その他に入ります。

1 0 番

(湯田孝義委員 新規就農相談会について報告)

議 長

それでは、代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理

慎重な協議ありがとうございました。これで、会議を閉じます。

閉会 午後 2時50分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

6 番

7 番